

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の使途及び要件について

介護老人保健施設なごみの里では、標記加算を算定しております。  
その使途及び環境要件の概要については以下の通りです。

### ①介護職員処遇改善加算の使途について

介護職員処遇改善加算の使途については以下の通りです。

- ①常勤介護職 基本給 3,000円増額（日勤介護職は5,500円増額）
- ②その他手当（処遇改善手当） 常勤介護福祉士25,000円、常勤介護職20,000円、非常勤介護職 8,000円
- ※その他手当は、介護職員以外の方にも常勤13,500円、非常勤6,000円の手当を法人手出しにて支給しております
- ③賞与 常勤 基本給×0.5ヵ月分 短時間パート 40,000円／年、長時間パート80,000円／年、嘱託 120,000円／年

### ②介護職員等特定処遇改善加算の使途について

介護職員等特定処遇改善加算（令和元年10月算定開始分）の使途については以下の通りです。

- 特定加算手当を新設。手当額については以下の通り
- (A) 経験・技能のある介護職員：常勤23,000円
  - (B) その他の介護職員：常勤11,000円、非常勤3,000円
  - (C) その他の職種：常勤5,000円、非常勤1,500円
- ※経験・技能のある介護職員の考え方：「10年以上の経験（他法人含む）がある介護福祉士で、リーダー以上の役職者」

### ③職場環境等要件について

職場環境等の要件については以下の通りです。

分類	内容	
資質の向上	項目	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	当法人	資格取得支援制度を導入しており、申請により資格（公・民に関わらず仕事に役立つ資格と法人が認めたもの）取得にかかる費用援助や試験に向けての勤務シフトの調整等を行っている。
労働環境・処遇の改善	項目	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	当法人	有給休暇を10日以上保有する職員には年度前に有給休暇取得計画書を提出してもらい、5日間以上の有給休暇が計画的に取得できるよう促している。また、勤務2年目以降の職員には長期休暇制度があり、5年目、10年目等の節目を迎えた職員には7日間程度の記念休暇が取得できる仕組みを作っている。
	項目	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	当法人	腰痛予防の為に勉強会開催や、特殊浴槽（チェアインバス）の導入や電動ベッドの導入により、腰痛予防に努めている。
その他	項目	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	当法人	希望する者全員の育児休業取得。系列病院に事業所内保育所があり、スポットを含めた利用可能としている。
	項目	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
	当法人	基本給は「年齢給＋職能給＋職務給」の3種で評価しており、中途採用者であっても年齢や能力、働き方で評価する仕組みとなっている。夜勤開始時期等についても能力に応じた、無理のない時期を設定している。
	項目	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	当法人	地域の行事への参加（夏祭り、地域サロン等）。近隣の小学生、保育園児等との交流行事。小中学生ワークキャンプの受け入れ。
	項目	職員の増員による業務負担の軽減
	当法人	積極的に職員採用し、正職員だけでなく、パート職員や介護アシスタント等の採用により業務負担軽減を図っている。